

コルカタ官報

2006年5月2日(火)

パート I 西ベンガル州知事、高等裁判所、州財務当局などによる命令及び通知

西ベンガル州政府

環境省

通知

No. EN/136/T-II/-7/005/2004

コルカタ 日付 2006年1月27日

州知事は、2002年生物多様性法(2003年第18号)セクション63により与えられた権限を行使し、ここに謹んで以下の規則を定める： -

規則

1. 略称。本規則は、2005年西ベンガル州生物多様性規則と呼ぶことができる。
2. 定義。(1)本規則において、文脈上他の意味に解すべき場合を除き、
 - (a) 「本法」とは、2002年生物多様性法(2003年第18号)をいう；

原文タイトル: Department of Environment, Notification

原文リンク:

https://s3.amazonaws.com/km.documents.attachments/42c3/3d81/4629b390e9981e8cca37d007?AWSAccessKeyId=AKIAI7FAKFTLBEQAW3Q&Expires=1531990848&response-content-disposition=inline%3B%20filename%3D%22West_Bengal.pdf%22&response-content-type=application%2Fpdf&Signature=T%2BWyWdnP7kjOi9K5D9HuxVsTylo%3D

(最終アクセス日:平成 30年7月19日)

- (b) 「生物多様性管理委員会」とは、セクション 41 (1) に基づき地方団体により設立された生物多様性管理委員会をいう；
- (c) 「生物学的調査及び生物学的利用」は、セクション 2 (d) と同じ意味を持つものとする；
- (d) 「理事会」とは、セクション 22 (1) に基づき設立された西ベンガル州における生物多様性に関する理事会をいう；
- (e) 「会長」とは、理事会の会長をいう；
- (f) 「様式」とは、本規則に付属する様式をいう；
- (g) 「メンバー」とは、理事会のメンバーをいい、これには会長が含まれる；
- (h) 「規則」とは、本規則の規則をいう；
- (i) 「執行メンバー」とは、規則 11 に基づき任命された理事会の執行メンバーをいう；
- (j) 「セクション」とは、本法のセクションをいう；
- (k) 「州政府」とは、西ベンガル州政府の環境省をいう；
- (l) 「項目」とは、当該表現が使用される文脈における規則の項目をいう；

(2) 本規則にて使用される表現で本規則内に定義が存在しないものについて、これが本法において定義されている場合、本法でそれぞれ与えられたものと同じ意味を持つものとする。

3. 会長の選定及び任命方法。 -

- (a) 州政府は、州政府の代表者として次官以上の位にある当局者を起用する、又は選定（直接採用）を行う形で、会長を任命することができる；

ただし、州政府は、これを必要と判断した場合、選定（直接採用）を行う形で非常勤の会長を任命することができる。

(b) (i) 非常勤又は常勤に関わらず、会長の選定は当該目的において州政府により設立された選定委員会が行うものとする。

(ii) 上記(i)に言及する委員会は、以下のメンバーで構成されるものとする： -

首席次官 (Chief Secretary) - 会長

環境省 次官 (Secretary) - メンバー

財務省 次官 (Secretary) - メンバー

生物多様性/天然資源の保全に関する専門家 1 名 -メンバー

州政府の指名する人物 1 名 -メンバー

(iii) 上記(i)に言及する委員会については、生物多様性の保全及び持続可能な利用並びに衡平な利益配分に関連する事項について十分な知識及び経験を持つ卓越した人物の集まりから会長を選ぶものとし、当該人物の一覧は州政府が作成するものとする。

4. 会長の任期。会長の任期は、就任した日付から 3 年又は当該人物が 65 歳に達した時点のいずれか早い日までとし、再任できるものとする：

ただし、政府当局者が会長を務める場合、定年年齢に達した後も、当該人物が 65 歳に達する時点まで会長に再任できる。

5. 会長の給与及び手当。-(1) 会長は、州政府により設定される報酬を受け取る権利を持つものとする。

ただし、州政府の当局者が会長に任命された場合、当該人物は定年年齢に達するまで州政府における給与枠のそれと同等の報酬を受け取る権利を持つものとする。

(2) 会長は、休暇、住宅手当、積立金及び年金、並びにその他の手当を受け取る権利を持つものとし、これは州政府により設定されるものとする。

(3) 上記(1)及び(2)に含まれるあらゆる事項に関わらず、非常勤の

会長として任命される人物は、これが発生する場合、西ベンガル州政府の次官があらゆる公務について受け取る権利を持つ交通費、日当などの手当を受け取る権利を持つものとする。

6. メンバーの任期。会長及び職権上のメンバーを除くあらゆるメンバーについて、その任期を就任した日付から 3 年とし、当該メンバーが 65 歳に達する時点まで再任できるものとする。
7. メンバーの給与及び手当。会長及び職権上のメンバーを除くあらゆるメンバーは、理事会の会議への出席について、月額 16,400 ルピー以上の給与の対象となる州政府の当局者が受け取る権利を持つ、交通費及び日当などの手当を受け取る権利を持つものとする
8. 一時的な空席の補充。理事会のあらゆるメンバーについて、その席に空きが生じた場合、州政府は後任を指名し空席を補充するものとし、指名を受けた後任の理事会メンバーの任期は、前任の理事会メンバーの残りの任期と同期間とする。
9. メンバーの辞任。メンバーは、州政府に宛てた手書きの書面にてその旨を通知することで辞任することができ、州政府が当該書面を受領した日付又は辞任要請から 30 日の期限を迎えた時点のいずれか早い日を以って正式に辞任するものとする。
10. メンバーの解任。西ベンガル州政府が当該目的において任命した次官以上の位にある州政府当局者による正当かつ適切な調査が行われ、また、当該メンバーに発言を認める合理的な機会を与えるまで、メンバーの解任を行わないものとする。
11. 理事会の執行メンバー 。 -(1) 理事会は、会計を含む日々の運営に関す

る経験を持つ次官補（assistant secretary）以上の位にある西ベンガル州政府の当局者から、代表者として執行メンバーを任命するものとする。

（２）執行メンバーの実務に関する諸条件は、セクション 14（２）に基づく規則に準じ、セクション 25 の解釈を行ったうえで理事会が定めるものとする。

（３）執行メンバーは以下について責任を負うものとする -

- （a） 理事会における日々の運営を行う；
- （b） 理事会の会議を調整及び招集する；
- （c） 理事会の手続きに関する記録及び帳簿を管理する；
- （d） その他の権限を行使し、理事会により随時委託されるその他の役割を果たす；

12. 理事会の会議。 - (1) 理事会は、理事会本部又は会長が決定するその他の場所において、少なくとも年に 4 回会議を行うものとする。

（２）会長は、5 名以上の理事会メンバーからの書面による要請を受け、特別会議を招集するものとする。

（３）通常の会議については 7 日前までにメンバーへの事前通知を行い、特別会議については 3 日前までにメンバーへの事前通知を行うものとし、当該通知には会議の目的、日時、及び場所を記載するものとする。

（４）会長は、メンバーとの協議のうえ、生物多様性の保全又は関連するあらゆる分野に従事するあらゆる関係者を会議に招くことができる。

（５）全ての会議において会長が議長を務めるものとし、会長が不在の場合には出席メンバーによりメンバーの中から選出された人物が議長を務めるものとする。

（６）理事会の決定は出席メンバーの多数決及び採決により行うものとし、同票数の場合、会長又は会長不在の場合議長を務めるメンバーが二度目の投票を行う又は決定票を投じるものとする。

（７）各メンバーの持ち票は、一票とする

(8) 理事会による全ての会議の定足数は、5名とする。

(9) 会議の7日前までに通知が行われなかったあらゆる議題について、会長の裁量において許可が与えられない限り、いかなるメンバーも会議においてこれを提起しないものとする。

(10) メンバーに対する会議の通知は、最後に更新された住居又は事業の登録住所に配達人がこれを届けるか、書留郵便でこれを送付する、又は理事会の執行メンバーが状況に応じ適切と考える方法で行うものとする。

13. 理事会の一般的役割。 - (1) 理事会は、生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、及び生物資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関連したあらゆる事項について、州政府に対する勧告を行う責務を有するものとする。

(2) 理事会の役割を以下のとおりとする -

- (a) セクション 23 に指定する活動を管理する手順を定める；
- (b) 州におけるあらゆる生物資源の商業利用並びに生物学的調査及び生物学的利用を規制する；
- (c) 生物多様性管理委員会の活動を調整する；
- (d) 生物多様性管理委員会に対する技術支援及び指導を行う；
- (e) 本法の効果的な施行に向け生物多様性管理委員会に対する指示を行う；
- (f) 生物多様性の保全及び持続可能な利用、並びに生物学的調査及び生物学的利用、及び関連するその他の題目について、調査の委託並びに調査及び研究への出資を行う；
- (g) 理事会が効果的に役割を果たすための技術支援を目的とし、コンサルタントを起用する；

ただし、3年以上の期間にわたりコンサルタントの起用が必要となる場合、理事会はこれに関して州政府から事前に許可を得るものとする；

- (h) 生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、並びに生物資源及び知識の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関連した技術及び統計データ、説明書、規約、及び手引書の収集、収録、及び出版を行う；
- (i) マスメディアを通じ、生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、並びに生物資源及び知識から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する包括的なプログラムを組織するとともに、当該プログラムに取り組む又は取り組む予定の職員の研修を計画し展開する；
- (j) 理事会の年次予算を作成する；
- (k) 州政府から事前に許可を得たうえで、理事会が効果的に役割を果たす目的において、理事会の当局者及びその他の雇用者について役職を設置する；
- (l) 生物多様性の登録簿及び電子媒体を通じ、生物資源及び関連伝統知識の効果的な管理、促進及び持続可能な利用の確保を目的としたデータベース構築並びに生物資源及び関連伝統知識の情報及び文書化システムを構築する；
- (m) 州政府に対し、理事会の機能及び本法の施行に関する報告を行う；
- (n) 生物多様性管理委員会に対し、指定された目的における助成金及び補助金を裁可する；
- (o) 本法の施行に関連し、あらゆる場所における実地調査を実施する；
- (p) その知識が西ベンガル州において違法に取得された生物資源又は関連する知識に対する、国外における知的財産権の付与に反対する国立生物多様性局の取り組みを支援する；
- (q) 州政府が委託又は指示するその他の役割を果たす。

14. 会長の権限及び責務。-(1) 本規則に別段の定めがない限り、会長は理事会における日々の運営活動を総括するものとする。

(2) 会長は、理事会の当局者及びスタッフに対する一般的な監督者としての権限を持つものとし、理事会の実務における行動及び管理について必要な指示を行うことができる。

(3) 会長は、理事会における全ての機密文書について、及びその安全な保管について、責任を負うものとする。

(4) 理事会による全ての命令及び指示は、会長又はその代理として会長により承認された理事会の当局者の署名を受け、発するものとする。

(5) 会長は、本人の決定又は会長の代理として会長により承認された理事会の当局者を通じ、承認予算における全ての支払いを裁可し実行することができる。

(6) 会長は、全ての見積について事務的及び技術的な裁可を行う権限を持つものとする。

(7) 会長は、本人が又は理事会の当局者を介し理事会の会議を招集しこれの議長を務め、理事会における全ての決定事項が適切な形で実行されることを確実なものとする。

(8) 理事会又は州政府から随時委託される役割について、会長は該当するその他の権限を行使しこれを果たすものとする。

15. 生物資源へのアクセスに向けた手続き。-(1) セクション 7 に言及する活動を実施する意向があるあらゆるインド国籍保有者、インドの法律に基づき登記された法人、若しくは国内に登録されている組織又は機関は、理事会に対し様式 を模した申請書を理事会に提供するものとする。

(2) 理事会は、申請書の受領を受け、関連する生物多様性管理委員会との協議を行い申請者からその他の情報を取得したうえで、又はこれを必要と判断した場合には別の方法で、当該申請を受領してから 1 ヶ月の間に当該申請書を処理するものとする。

(3) 理事会は、申請の精査が十分に行われたと判断した場合、申請された活動を許可することができる、又は、当該活動が生物資源の保全及び持続可能な利用又は当該活動から生ずる利益の衡平な配分の目的に害を及ぼすと考える場合には当該活動を禁止及び制限することができる：

ただし、当該活動を禁止又は制限するいかなる命令も、関係する当事者に対し発言を認める機会を与えるまで発しないものとする。

(4) 理事会が当該活動を許可する場合には、本法に矛盾しない範囲で、生物資源及び関連する知識へのアクセス許可について理事会と申請者との間で書面による合意を結ぶことができ、理事会に承認された当局者及び申請者は当該合意書への正式な署名を行うものとする。

(5) 上記(4)に言及する合意書の様式は理事会が定めるものとし、とりわけ以下の事項を含むものとする： -

- (a) 許可を申請する一般的な目的及び意図；
- (b) 付随情報を含む、生物資源及び伝統知識の説明；
- (c) 生物資源の利用目的（研究、繁殖、商業利用など）；
- (d) 金銭的利益及び付随的に生ずる利益の規模（生物資源が研究に使用され後に商業目的で利用される場合又は生物資源の用途が変更された場合には書面による新たな合意を結ぶことの約束を含む）
- (e) 取得した生物資源及び関連する伝統知識を理事会による事前許可を得ず第三者に移転する行為の制限；
- (f) アクセスを申請する生物資源の量及び質の詳細について理事会が設定した制限を厳守する申請者側の義務；
- (g) アクセスを申請する生物資源のサンプルをセクション39に基づき指定される保存施設に保管することの保証；
- (h) 研究及びその他の進展に関する理事会への定期的な状況報告書の提出；
- (i) 本法の条項及び本法に基づき定められた規則及び規制を遵守することの約束；
- (j) アクセスを申請する生物資源の保全及び持続可能な使用に向けた対策実施の約束；
- (k) 収集活動による環境への影響を最小限に抑えるという約束；
及び

(1) 合意の有効期間、合意が撤回された場合の通知、合意書における個別条項の執行可能性、合意が撤回された場合の利益配分関連条項の効力存続、自然災害における責任、紛争仲裁、機密条項など、その他の事項。

(6) 上記(4)に言及する合意書には、アクセスが許可される生物資源の保全及び保護に向け申請者が講じるべき措置に関する条件、並びに理事会が生物資源の性質及び説明を考慮してこれを課すことが正当かつ適切と判断するその他の制限事項を含むことができる。

(7) 理事会は付与を行った許可について印刷及び電子媒体を通じ幅広く公開するものとし、生物資源へのアクセスが許可された条件の遵守について定期的なモニタリングを行うものとする。

16. 生物資源へのアクセス許可の取消しなど。-(1) 理事会は、あらゆる訴状又は申し立ての権利に基づき、以下と判断した場合、即ち-

(a) 環境保護又は生物多様性の保全に関する世論を優先するうえで、規則15に基づき付与されたアクセスの許可を取消す必要が生じる場合、又は

(b) アクセスを付与された当事者が本法の規定又は本法に基づき定められた規則に違反する場合、又はアクセスに関連する要件を遵守しない場合、又は生物資源へのアクセスを行う過程で生物多様性を破損する場合、

当事者に発言を認める機会を与えたうえで、書面による取消し命令を発し、付与されたアクセスの許可を取消すとともに合意書を撤回することができる。

(2) 理事会は、上記(1)に言及する取消し命令の写しを、関係する生物多様性管理委員会に送付するものとする、又は、当該委員会の不在の場合、関係する地方団体又は生物資源へのアクセスを禁止するその他のあらゆる当局に、又はアクセスを許可された当事者が損害を引き起こした場合その程度を見極め、損害の回復に取り組む関係地方団体又はその他のあらゆる当局に送付するものとする。

17. 生物資源へのアクセスの制限又は禁止。 要請されるアクセスが以下の場
合、 -

- (a) 絶滅のおそれのある種を対象とする場合、又は当該アクセスにより絶滅の危機にさらされる可能性のある種を対象とする場合；
- (b) 固有種及び希少種を対象とする場合；
- (c) 地域住民の生活に悪影響を及ぼす可能性がある場合；
- (d) 環境に対し管理及び軽減が難しいと考えられる悪影響を及ぼす可能性がある場合；
- (e) 生態系に影響する遺伝的侵食を引き起こす可能性がある場合；
- (f) あらゆる生物資源について、これを破損する可能性がある場合；
- (g) 資源の利用目的がインドの国益及びインドの締結したその他の関連する国際協定に反する場合、

理事会は、関係する生物多様性管理委員会又は地方団体との協議を行い、調査を実施するとともに関係する当事者に発言を認める機会を与えたうえで、命令により、生物資源へのアクセスを制限又は禁止することができる。

18. 州の生物多様性基金の運営 - (1) 州の生物多様性基金の運営は、会長又は規則 14 (8) に基づき権限を委譲されたメンバー、及びこれに関して理事会に承認されるその他の理事会当局者が共同で行うものとする。

(2) 州の生物多様性基金には、とりわけ以下の会計部門を設けるものとする、 -

- (a) 中央政府からの受領金；
- (b) 州政府からの受領金；及び
- (c) その他の受領金。

(3) 基金は、セクション 32 (2) に指定される目的において適用される

ものとする。

19. 理事会の年次報告書及び会計監査 - (1) 理事会は、各会計年度の年次報告書を作成し、その中で前会計年度中のその活動を十分に説明し、当該報告書を州政府に提出するものとする。

(2) 理事会は、セクション 33 に準じ、会計帳簿の維持に関する手順を定めることができる。

(3) 理事会の会計帳簿は、セクション 34 の規定に準じ、当該目的において理事会に任命された公認会計士の監査を受けるものとする。

(4) 理事会は、毎年 9 月末日までに年次報告書を監査済みの会計帳簿と併せて州政府に提供するものとする。

20. 生物多様性に関する遺産の通知など。 - (1) 理事会は、関係する生物多様性管理委員会、地方団体、及びその他の当局との協議を行い、生物多様性において重要な地域で構成される生物多様性に関する遺産の設定を図るうえで必要な手段を講じるものとする。

(2) 州政府は、理事会からの勧告を受け、生物多様性において重要な地域で構成される生物多様性に関する遺産に関連する通知を発行することができる。

21. 生物多様性管理委員会の設立など。 -

(1) あらゆる地方団体は、その管轄地域において生物多様性管理委員会を設立するものとする。

ただし、パンチャーヤトの管轄地域においては、生物多様性管理委員会を郡及び県レベルで設立することができる。

(2) あらゆる地方団体は、上記(1)に基づき設立された生物多様性管理委員会について、7名のメンバーを指名するものとする。

ただし、生物多様性管理委員会のメンバーの3分の1以上が女性で構成さ

れるものとする。

加えて、生物多様性管理委員会のメンバーの18パーセント以上が指定カースト及び指定部族に属する人物で構成されるものとする。

(3) 生物多様性管理委員会の会長は、地方団体の会長が議長を務める会議において、当該委員会の内部から選出するものとする。

(4) 生物多様性管理委員会は、委員会の効率的な機能実施を促進するため、生物多様性の保全に関する専門性及び知識を持つ又は生物多様性の保全に関係する人物を選出し招くことができる。

(5) 生物多様性管理委員会のメンバーについて、その任期を3年とする。

(6) 関係する立法議会の議員は及び国会議員 (Members of Parliament) は、生物多様性管理委員会の会議に特別に招かれるものとする。

(7) 生物多様性管理委員会は、地域住民と協議のうえ、国民生物多様性登録簿を作成及び更新するものとし、当該登録簿には地域における生物資源の量、医療又はその他の用途での当該資源の利用、及びこれに関連したその他のあらゆる伝統知識に関する包括的な情報を含むものとする。

(8) 生物多様性管理委員会は、理事会又は国立生物多様性局から付託される、許可の付与に関係するあらゆる事項について勧告を行うとともに、生物資源を利用する地域の民間医療従事者 (vaidis) 及び伝統医療従事者 (hakims) に関するデータを管理するものとする。

(9) 生物多様性管理委員会は、理事会の指示に従う形で国民生物多様性登録簿の作成、更新、及び維持を行うものとする。

(10) 生物多様性管理委員会は又、理事会の指定する形で、生物資源及び伝統知識へのアクセスに関する詳細、収集に課せられた費用の詳細、並びに生じた利益及びその配分形式の詳細に関する情報を提供する登録簿を維持するものとする。

(11) 生物多様性管理委員会は、管轄地域において入手可能な生物資源、その生態学的及び経済的重要性、並びに当該資源を保全する必要性について、認識向上を図る取り組みを行うものとし、当該目的に向けた行動計画

を作成するものとする。

(12) 生物多様性管理委員会は、理事会による技術指導の下、生物種目録を作成し、重要な種の再生に関する状況及び管轄地域において入手可能な個体数を把握するとともに当該目録を定期的に更新するものとする。

(13) 生物多様性管理委員会は、理事会による技術指導の下、品種、民族固有の種、及び在来種の保全促進に向け、遺伝資源保存施設、種子管理センター、又は同様の性質を持つその他の施設を設立及び管理するものとする。

(14) 生物多様性管理委員会は、理事会から委託されるその他の役割を果たすものとする。

22. 地方における生物多様性基金。 - (1) 全ての生物多様性管理委員会は、地方における生物多様性基金を有するものとする。

(2) 地方における生物多様性基金の運営は、生物多様性管理委員会の会長又は当該権限を委譲されたメンバー、及びこれに関して理事会に承認されるその他の委員会当局者が共同で行うものとする。

(3) 地方における生物多様性基金には、とりわけ以下の会計部門を設けるものとする、 -

- (a) 国立生物多様性局又は中央政府からの受領金；
- (b) 理事会又は州政府からの受領金；及び
- (c) その他の受領金（徴収された費用を含む）

(4) 地方における生物多様性基金は、本法セクション 44 (2) に指定される目的において利用されるものとする。

様式

[規則 15 (1) を参照のこと]

生物資源へのアクセスを要請する申請書

パート A

1. **申請者の詳細情報：**
 - (a) 氏名：
 - (b) 本籍地：
 - (c) インドの連絡担当者・代理人がいる場合、その住所（申請者がインド国外に居住する場合）：
 - (d) 組織の略歴（申請者が個人の場合は個人の経歴）：（関連する証明書類を提出のこと）：
 - (e) 事業の特性：
 - (f) 組織の売上高：

2. **要請するアクセスの特性並びに生物資源及び関連する知識へのアクセスに関する詳細及び具体的情報：**
 - (a) 生物資源（学名）及びその伝統的用途の特定：
 - (b) 収集が提案されている地理的場所：
 - (c) 伝統知識の説明/特性（口頭/書面）：
 - (d) 伝統知識の保有が特定された、あらゆる個人/コミュニティ：
 - (e) 収集されることになる生物資源の量（予定を記載のこと）：
 - (f) 生物資源の収集に関して提案される時間枠：

- (g) 企業による承認を受けた、採取を行う人物の氏名及び数：
 - (h) 研究の種類及び範囲、並びに派生する商業利用及び派生すると予想される商業利用を含む、アクセスの要請目的：
 - (i) 当該資源の収集及び利用により生物多様性の構成要素が脅かされる危険性の有無：
3. 研究開発活動に参加するあらゆる国立機関に関する詳細：
 4. アクセスした資源の主な移転先及び研究開発が実施される場所の特定：
 5. アクセスした生物資源及び知識により得られる知的所有権、特許から生ずるものを含む、経済的又はその他の利益のうち、申請者又は申請者の籍を置く国にもたらされることが意図される、又はもたらされる可能性のある利益：
 6. アクセスした生物資源及び知識により得られるバイオテクノロジー関連、科学的、社会的、又はその他の利益のうち、申請者又は申請者の籍を置く国にもたらされることが意図される、又はもたらされる可能性のある利益：
 7. アクセスした生物資源及び伝統知識の利用から生じる、コミュニティに還元される利益の推定
 8. 利益配分の仕組み及び手法の提案：
 9. 関連性があると考えられるその他の情報：

パートB

宣誓：私/我々は、提案される生物資源の収集について、以下の内容をここに宣誓する： -

- (a) 資源の持続可能性に害を及ぼさないものとする；
- (b) 環境にいかなる悪影響も及ぼさないものとする；
- (c) 生態系を脅かさないものとする；
- (d) 地域のコミュニティに悪影響を及ぼさないものとする；

(e) その他のあらゆる生物資源を破損しないものとする。

私/我々は加えて、申請書の中で提供した情報が事実かつ正確であり、事実に反する・誤った情報について私・我々が責任を負うことをここに宣誓する。

署名_____

氏名_____

役職_____

場所：_____

日付：_____

州知事の命令により、

A. バルマン

A. Barman

西ベンガル州政府上級次官 環境省事務次官